

## 発信者情報開示の在り方に関する研究会（第3回）

1 日時 令和2年6月25日（木）13時00分～15時00分

2 開催形式 WEB会議

3 出席者

(1) 構成員

曾我部座長、鎮目座長代理、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、  
栗田構成員、前田構成員、丸橋構成員、若江構成員、清水構成員、北條構成員

(2) オブザーバー

法務省民事局 福田民事法制企画官  
文化庁著作権課 高藤著作権調査官

(3) 総務省

谷脇総務審議官、竹村電気通信事業部長、今川総務課長、大村料金サービス課長、  
梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、清水消費者行政第二課企画官、  
中川消費者行政第二課課長補佐、大澤消費者行政第二課専門職

4 議事

(1) ログイン時情報の取扱いに係る検討について（事務局説明・討議）

(2) 論点整理（案）について

【曾我部座長】 では、始めさせていただきます。本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、発信者情報開示の在り方に関する研究会、第3回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第2回会合に引き続き、ウェブ会議による開催とさせていただきます。

本研究会の開催要綱に基づきまして、前回の会合でゲストスピーカーとして御参加いただきました清水弁護士と北條弁護士には、今回より正式に構成員として御参加いただくことになりましたので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、本日は会議の終了前に、高市総務大臣から御挨拶を頂く予定となっております。

では、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございます。よろしくお願ひします。

【中川課長補佐】 本研究会の事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課課長補佐の中川でございます。

ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

まず、一般傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる、音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、構成員の方々につきましては、御発言に当たっては、お名前を冒頭に御言及いただきますようお願いいたします。

また、常時マイクをミュートにいただきまして、発言時のみオンにいただきませうお願ひします。座長以外の方々には映像も基本的にオフ、発言のときのみ映像をオンにさせていただきたいと思ひます。

また、自由討議において御発言を希望される際には、事前にチャット欄で発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。座長から発言者を指名させていただきます。

なお、曾我部座長から御案内があったとおり、会議終了直前に高市総務大臣からの御挨拶を予定しております。その際、カメラ撮りを予定しておりますので、こちらから御案内いたします。お手数ですが、構成員の方々には全員映像をオンにいただければと思ひております。カメラ撮りの画面越しに構成員の方々の映像も映り込む予定となっておりますので、お含みおきいただきますようお願いいたします。

また、接続に不具合がある場合には、大変申し訳ないのですが、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

その他、チャット機能で随時事務局や座長宛てに連絡を頂けましたら、対応させていただきます。

できます。

注意事項は以上となります。

また、本日、鎮目座長代理が1時間後をめぐりに途中退室予定と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。曾我部座長、よろしくお願いたします。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。前回改訂いたしました主な検討課題に基づきまして、前回会合から、座長と事務局の間で優先課題につきまして整理してまいりました。本日は事務局よりログイン時情報の取扱いに係る検討について御説明を頂いた後、この議題につき各構成員の皆様に御議論いただきたいと思ひます。

そうしましたら、まずは事務局のほうから御説明を頂きます。よろしくお願いたします。

**【中川課長補佐】** 事務局の中川でございます。

それでは、資料3-1「ログイン時情報の取扱いに係る検討について」という資料に沿って説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。1ページ目は、ログイン型サービスとログイン時情報について基本的な御説明を記載しているものでございます。近年、コンテンツプロバイダが提供するサービスの中には、自らのアカウントにログインした状態で様々な投稿を行うことができる、いわゆるログイン型のサービスというものが増加しております。このようなサービスの場合、一般的に、ログイン、投稿、ログアウトという流れの利用が想定され、その都度、通信が行われています。昨今の主要なSNSサービスの多くは、こうしたログイン型サービスですが、これらのコンテンツプロバイダの中には、投稿時のIPアドレスやタイムスタンプを保有せず、ログイン時のIPアドレス等しか保有していないサービスが見られます。このような場合、権利侵害を受けたとされる者は、発信者を特定するために、投稿時のIPアドレスの代わりに、ログイン時情報の開示を受ける方法が考えられます。この点、ログイン時情報を開示対象とすることは、立法時には必ずしも想定されていなかったと考えられます。また、ログイン時情報が現行法上の発信者情報に該当するか否かについては明確になっておらず、次のページでお示しするとおり、裁判例も分かれている状況になっております。

2ページ目を御覧ください。2ページ目は、今申し上げました裁判例について、ログイン時情報の開示に関して、否定例、肯定例のそれぞれ主要なものを記載したものです。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。3ページ目は、現行法の規定の確認をさせていただきますと思って記載しているものでございます。発信者情報開示の対象となる情報については、プロ責法第4条第1項において、「当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。）」と規定されております。開示対象となる「侵害情報の発信者の特定に資する情報」とは、逐条解説によると、発信者を特定するために参考となる情報一般のうち、発信者に対する損害賠償請求等の責任追及を可能とするという観点から、その「相手方を特定し、何らかの連絡を行うのに合理的に有用と認められる情報」とされております。これを受けて、具体的な開示対象については省令に規定されているところ、法律が省令に委任している開示対象を類型化すると、前回会合で電話番号の省令追加の検討の際にお示した分類でございますが、以下の2種類に分類できると考えております。

4ページ目を御覧ください。ログイン型投稿における利用のイメージでございます。いろいろ書いてありますが、そのうち、①とあるとおり、まずログイン通信があり、その後、③とあるように、侵害投稿通信があり、その後、⑤とあるように、ログアウト通信というのがあるのが一般的かと考えられます。また、⑥のように、侵害投稿後にもまた別のログインというものが存在することも考えられます。

5ページ目を御覧ください。5ページ目ではISPに注目した図を作成しております。SNS等のサービスの場合、真ん中にISP $\alpha$ 、あとISP $\beta$ とありますように、例えばパソコンやスマートフォンなど複数の端末から同時に同一のサービスにログインしている場合というものが考えられます。仮に投稿時のログが保存されていない場合、このようないわゆる二重ログイン状態にある場合には、ISP $\alpha$ あるいはISP $\beta$ 、このいずれの通信経路で侵害投稿が行われたかが判断できないという状況になります。また、これとは別の論点にはなりますが、SNSにおいてアカウントを複数人で共有していた場合には、侵害投稿を行っていたのは発信者Aなのか発信者Bなのかを特定できないというような問題も別途考えられます。

6ページ目を御覧ください。ここでは論点について提示させていただいております。1つ目の論点として、ログイン時情報を開示対象とすることの必要性及びその効果について、どう考えるかという点が挙げられます。2つ目の論点として、開示対象とするログイン時情報の範囲という点が挙げられます。具体的には、ログイン時情報を開示対象とすることは、立法時には、必ずしも想定されていなかったと考えられるところ、これを開示対象と

する場合に、例えば開示対象を限定するなどの必要性があるのかどうか、こういった論点でございます。この点、例えばログイン時情報の開示を認めるとする場合には、権利侵害そのものとは別の通信経路を遡っていくことにより発信者を特定することとなりますが、このような際に留意すべきことはあるか、こういったことを御議論いただきたいと思っております。また、アカウント取得時、ログアウト時、事後のログインなどといった際の情報についても開示対象とすることについて必要性や相当性があるかといった点についても御議論いただければと思っております。

7 ページ目を御覧ください。ログイン時情報の必要性及び効果について記載しております。前述のとおり、投稿時のIPアドレスを保有せずに、ログイン時情報しか保有していないログイン型サービスの場合には、発信者を特定するためには、コンテンツプロバイダからログイン時情報の提供を受けることができなければ、発信者の氏名及び住所を特定することが困難になるおそれがあります。この点、主に前回検討いただいた電話番号が開示対象に追加されれば、一定程度発信者の特定につながると期待できる一方、コンテンツプロバイダが全ての発信者の電話番号を保有しているわけではないという点に留意が必要だと考えられます。そこで、ログイン時情報を開示対象とし、当該ログイン時のIPアドレスからログインのための通信経路をたどって発信者を特定することができれば、被害者の救済に資する効果があると考えられます。また、ログイン時情報が現行法上の発信者情報に該当するか否かについては明確になっておらず、裁判例も分かれている状況でありますので、所要の制度見直しにより、ログイン時情報が開示対象に含まれることを明確にすることが適当であると考えられるのではないかと思っております。

8 ページ目を御覧ください。8 ページ目では開示対象とするログイン時情報の範囲について記載しております。ログイン時の情報は、権利侵害投稿の通信そのものではないことから、ログイン時情報を開示対象とするに当たっては、権利侵害投稿の発信者以外の者の情報が開示されることで、その者の通信の秘密やプライバシー等を侵害することがないように留意する必要があるのではないかと考えられます。したがって、権利侵害投稿の通信とログイン時通信など権利侵害そのものではない通信とが同一の発信者によるものであると考えられる場合などに開示の対象を限定することが適当ではないかといった論点がございます。また、ログイン時情報のような権利侵害投稿の通信そのものではない通信に係る情報を開示対象とするに当たって、例えば、開示を可能とする手段（経路）が際限なく拡大すれば、権利侵害投稿とは関係が薄い他の通信の秘密やプライバシーを侵害するお

それが高まることから、何らかの限定を付すことが必要ではないかといった論点がございます。具体的には、発信者情報の範囲として、権利侵害投稿と深い関連性が認められる必要最小限のものに限定することとし、原則として、権利侵害投稿の準備行為としてのログイン時情報のみを対象とすることが適当ではないか、このような考え方がございます。その他、例外的な事由がある場合などに限って、例えば、ログイン用のアカウントを取得する際の通信、侵害投稿が発信された後のログアウト時の通信、あるいは侵害投稿が発信された後のログインに係る情報についても開示対象とする必要性や相当性があるのではないかと、こういった議論があるかと思えます。

9 ページ目をお願いいたします。これらの論点を踏まえまして、省令において明確化を図ることとするほか、必要があれば、法律においても対応を図ることを検討することが適当ではないかと考えられます。この点、ログイン時の通信は、権利侵害投稿の通信とは別の通信であることから、当該ログイン時の通信には、権利侵害投稿の通信とは別個に、発信者のプライバシー及び通信の秘密の保護が及んでおり、また、こういった通信は開示の対象として想定していなかったことから、ログイン時情報を開示対象とする場合、特にアクセスプロバイダアクセスプロバイダによる開示の場面において、「開示関係役務提供者」の定義や考え方、こういったものを大きく変更するものであると考えられることから、この点についても留意する必要があるのではないかと考えられます。

10 ページ目をお願いいたします。参考といたしまして、これまでの論点とは別に、接続先IPアドレスについての扱いについても記載しております。接続先IPアドレスは、接続先あるいは接続元かの違いはありますものの、「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」という省令4号であることに変わりはないことから、この省令4号に含まれると解して差し支えないのではないかと考えております。この点、発信者を特定するためにアクセスプロバイダにおいて接続先IPアドレスが要求されることがあり、この点から有用性、必要性が認められると考えられます。さらに、接続先IPアドレスは、通常、一般的に公開されている情報であることから濫用のおそれや高度のプライバシー性はなく、こういった相当性も満たされると考えております。その他、接続先URLについても開示対象とするかといった論点もございますので、こういった点も時間があれば御議論いただけると幸いです。

資料3-1については以上となります。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから議論の時間とさせていただきます。おおむね30分程度を予定しておりますけれども、ただいまの御報告につきまして御質問、御意見等がありましたら、よろしく願います。では、北澤先生、願います。

【北澤構成員】 北澤でございます。御発表ありがとうございました。

大きく分けて2点ありまして、まず最初、論点①の有用性のところですね。基本的に、有用性がある事例があるというのは、私もそういう認識なんですけれども、これはひょっとすると事務局への御質問になるのかもしれないんですが、電話番号を持っていない、かつ侵害情報のログを取っていない、そういったプロバイダがどの程度現状いるのかというところを把握されているかどうかについて教えていただければと思います。

次に論点②のログイン情報の範囲のところですね。1つ目として、基本的には賛成なんですけれども、今の実務でもIPアドレスとタイムスタンプがある場合にログイン情報の開示を認める裁判例はないという認識でして、あくまでもIPアドレスとタイムスタンプがない場合に限定する必要があると思っています。

2点目として、別人の可能性がある場合に対象とすべきではないというのは同意見でして、これはやはり同一の発信者ということは必要だと思っています。

3つ目です。侵害情報との時間的近接性というところも、これも限定として必要かなと思っています。やはり侵害情報の投稿直前のログに限るということ、これも原則とするなど、一定の限定が必要と思っています。

最後に、9ページです。開示関係役務提供者の概念をどうするかというところ、ここは非常に難しいと思っています。この概念が変わってしまうと、恐らくプロバイダにとつてどの範囲の情報が発信者情報となるのかよく分からなくなってしまうという問題があります。この他に、ここの開示関係役務提供者の要件が変わるとどういうことが起こるのか、現時点では少し想定し切れていないところがあると思います。そのため、変更を加えるのであれば、どういう影響が生じることになるのかというところを少し慎重に、時間をかけて議論してから、検討していただければと思っています。

私からは以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今、事務局への御質問というのもあったと思いますので、事務局のほうでお答えいただけることがあれば、願います。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。

北澤先生御質問の、投稿時のIPアドレスを保存しておらず、なおかつ電話番号も保有

していない場合がどれぐらいあるのかという御質問と思いますが、大変申し訳ないのですが、事務局で正確な数値は把握できておりません。ただ、主要なSNS、特に海外の主要なSNSの大きな傾向としては、アカウントを作成するときに、電話番号あるいはメールアドレス、このどちらかを必須の登録事項としているようなサービスが多くございまして、そういった海外の主要なSNS事業者は、やはり投稿時のIPアドレスは保存していない、そういう状況であるということは我々把握しております。

事務局からは以上でございます。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。ほかに実務に携わっておられる先生方がおられますので、今の北澤先生の御質問に何か情報がおありの方がおられれば、いかがでしょうか。特にございませんか。

そうしましたら、順番に、御発言希望を頂いていますので、お願いします。まずは清水先生ですかね。よろしくお願いします。

**【清水構成員】** 清水です。

8ページのログイン時情報の範囲というものに関してなんですが、「権利侵害投稿の準備行為としてのログイン時情報のみを対象とする」と書かれておりますが、何をもって準備行為と見るのかというのは非常に分からない。外部からは分からないのではないかと考えているんです。直前のものに限るという話が今北澤先生からもありましたが、直前のログインから書き込んでいるとは必ずしも限らないものであって、しばらく前の別のログインから書き込んでいるということも往々にしてある状況です。ですので、直前に限ってしまうと、實際上、本当にそれがそのプロバイダを通して、通信を媒介したのかというのが分からないので、これは直前に限るべきではないのではないかと考えています。それと関連しまして、例外的な事由がある場合に限って、ほかのものも開示すべきではないかと書いているんですけども、何をもってそもそも例外とするのかということもきちんと議論する必要があるのかなと思います。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、次に栗田先生に御発言いただけますでしょうか。お願いします。

**【栗田構成員】** ありがとうございます。栗田です。

北澤先生も御指摘のとおり、ログイン時情報の開示については、本来であれば投稿時ログの開示を求めるべきところ、コンテンツプロバイダにおいて投稿時ログが保存されてい



ないために特に開示が認められる情報であるという特徴に配慮した制度設計が必要ではないかと思います。例えば、コンテンツプロバイダに投稿時ログの保存義務を課せば、ログイン時情報の開示を認める必要もなくなるわけですが、投稿時ログの保存義務にはパーソナルデータの保護の観点から難しい問題があります。これに対して、現行法でも、プロ責法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）4条1項2号に「発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」という要件が規定されておりますが、この「正当な理由」の具体化として、ログイン時情報のような間接的な情報の開示は補充性を要すること、すなわち、投稿時ログの開示が奏功しない場合に限り認められるべきことを明示するというのも一案かと思えます。補充性要件を課すという前提の下で、先程もご指摘がありましたように、開示されるべき情報の範囲については柔軟な規律をするなど、規定の仕方に工夫が必要なのではないかと思えます。

【曾我部座長】      ありがとうございます。

続きまして、前田先生、お願いします。

【前田構成員】      前田でございます。

今、先生方が御指摘されていますように、私もログイン時の情報について、侵害情報の流通の準備行為という場合にはもちろん、事後のログアウトとかログイン時のものについても、一定の条件の下、開示の対象とすることはあっていいのかなと思っております。前提として、侵害者と同一のものであるということは証明ないし疎明されている必要があると思えますけれども、それに加えて必要性ですね。ほかの情報では侵害者の特定ができないということも求められるのかと思えます。

それに関連してなんですけれども、最新号の『L&T』に、ツイッターにおいて侵害情報投稿後のログイン記録に基づく発信者情報開示請求を認容した裁判例が紹介されておりました。著作権侵害の事案のようでした、東京地裁の令和2年2月12日という判決がございます。その判決の中でも、侵害情報の投稿者とログイン者が同一だということが証明された上で、侵害情報投稿時のログイン情報というのは、ログの保存期間等の関係から既になかったというような事情があったようです。そういった必要性が特に認められたということも前提に、投稿後のログイン記録についての開示を認めているようですので、そういった条件が求められるということも検討する必要があるかと考えております。

以上です。

【曾我部座長】      ありがとうございました。よろしいですかね。

では、続きまして、鎮目先生、お願いします。

**【鎮目座長代理】** 鎮目でございます。

ありがとうございます。先ほど清水先生から、権利侵害投稿の準備段階での行為について、直前という観点から限定ができるのかという趣旨の御質問があったかと思えますけれども、まず、ログイン時IPの実態について少し事務局に伺いたいことがございます。この「ログイン」というのは、例えばツイッターとかフェイスブックをスマートフォンに入れるときに、IDとパスワードを入れて、サインインを行いますけれども、それに限定されるのでしょうか。一旦サインインすれば、あとはアプリを立ち上げるだけで自動的に通信が可能かと思えますが、アプリは常時通信をしているわけではないので、立ち上げたときにつなぎ直すということが恐らくあると思うのですが、その際にログイン処理はなされるのでしょうか。この辺りの実態がどうなっているのかということをご教示いただければと思います。要するに、最初にサインインした段階でログイン処理がなされて、それ以後は一切ログイン履歴が残されていないということになると、ログイン処理から実際の権利侵害投稿まで、時間的接着性が担保される場面はかなり限られてくるような気がしますが、その辺りの実態について、もしお分かりになれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。では、今の点、事務局のほうでお答えいただけますか。

**【中川課長補佐】** 事務局の中川でございます。

鎮目先生、御質問ありがとうございます。結論から申し上げますと、やはり個別のサービスはかなり事情によると思っております。正確な技術的仕様というのは我々もつかんでいないところでございます。ただ、一般的に考えると、いわゆるログイン型のサービスを使うときに、IDとパスワードを入れたときだけを保存しているとはあまり考えにくいと思えますし、何らかのセッション管理をするタイミングというのは、セッションが切れるタイミングというのはあると思えますので、アプリを立ち上げたタイミングなどに何らかのログイン処理がされている可能性はあり得るのではないかと。想定にはなってしまいましたが、そういうふうにご考えております。この点、もし実務にお詳しい先生がおられましたら、むしろ我々も教えていただきたいところがあるかなと思っております。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。ただいまの点、もしほかの先生方で御存じの

ことがあれば、コメントいただけますか。では、清水先生、お願いします。

**【清水構成員】** 清水です。

ログインIPの開示を受けたりしている関係で、開示されたものを確認していると、アプリとかで利用していても、セッションの時間が切れると、再度自動的にログインしているという形で、複数のログインが出てくるのが通常です。なので、中川さんがおっしゃったことで概ね合っているのではないかなと思います。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、続きまして、上沼先生に御発言いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**【上沼構成員】** 今回の論点なんですけれども、コンテンツプロバイダとの関係でいうと、今、メールアドレスの開示が認められているわけで、メールアドレスに関して言えば、実は登録者情報であって、具体的な権利侵害投稿の通信とは直接関係がないんですね。だとすると、ログインIPの場合になぜこれが開示されないのかということに関しては、投稿時のログをコンテンツプロバイダが保存していないのだとすると、むしろ開示してくれというような話になるんだと思うんです。ただ、問題は、こちらの論点にもあったとおり、アクセスプロバイダのほうでして、要するに、二重、三重にログインしているユーザもいるわけで、そのうちのどこから問題の投稿をしたのか分からないのに、自分のところに開示請求が来ると。それについて開示しなくてはいけないという話になると、先ほどお話にもありました、どの範囲について開示対象になるのかというのがアクセスプロバイダとの関係で分からなくなってしまうので、その点も検討する必要があるのかという話かなと思います。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。今の点、私も同感で、最後におっしゃった点は、資料にもあります開示関係役務提供者に係る規定の書きぶりとの関係かなと思うんですけれども、前者の投稿時IPに限らないのではないかというのは、現在でも、そのように読めるという気もしております。

すみません、続きまして、丸橋先生、お願いします。

**【丸橋構成員】** 私は清水先生の考え方と近くて、結局、投稿との時間的接着性みたいな要件をそれほど重く考える必要はないのではないかと。本来ログイン者と発信者の同一性が確保されれば、それだけで十分です。ところが、ログイン者と発信者が同一でないお

それがある、ということを開示関係役員提供者のほうが一生懸命防御しなきゃいけないような状況は避けなければならと思います。そういうことを避けるためには、ログインIDは発信者情報である、とストレートに認めてしまうのが一番いいのではないかと。ログイン者と発信者の同一性について技術的に大きなリスクがある場合、つまり誤爆の可能性があるということについて、じゃあ、誰がどのように、誤爆の回避を担保するのかという問題はどうしても残るのですが、そこも割り切りの問題ではないかと思います。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

栗田先生のほうから御希望いただいていますので、お願いしたいと思います。栗田先生、お願いします。

**【栗田構成員】** 今、丸橋先生からもご指摘がありました。ログイン時情報を開示対象情報として追加する場合には、これをどのように規定するかが問題になろうかと思います。

「投稿の直前のログイン時情報」のような限定的な規定の仕方と「発信者の特定に必要なログイン時情報」のような一般的な規定の仕方の両様があるかと思いますが、「投稿の直前」のように硬直的、形式的な基準を設定してしまうと、これまでもご指摘のあったとおり、真の発信者ではない人の情報が開示されてしまうおそれがあります。これは、発信者の側でも困る状況かと思われまので、やはり、規定の仕方としては「発信者の特定に必要なログイン時情報」のような、ある程度一般的な書き方のほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

続きまして、大谷先生から御希望いただいていますので、大谷先生、お願いします。

**【大谷構成員】** 日本総研の大谷でございます。

事務局で整理していただいたように、2つ目の論点のところですね。別人をできるだけ避ける必要があるということについては全く同感です。ただ、直前のものであれば同一の発信者による蓋然性は高いと必ずしも言えない部分があると思いますので、直前のものに限定するということはもしかすると合理的ではないのではないかと考えている次第です。それで、実際に誤爆といった現象はどのぐらい回避できるのか、丸橋構成員がおっしゃっているように、割り切れる程度に誤爆の可能性というのは本当に僅少だと言えるのかどうかといった、やはり技術的な実態を踏まえて検討していく必要があると思います。これまでにプロバイダの意見を聞く機会もありましたけれども、そういった発信者情報の開示請

求を受けていらっしゃるプロバイダの中で、開示の請求を受けたログイン時IPと、それから本人との関係について、どのような一致が見られるのかといった、おおよその技術的な背景についてレクチャーを受けた上で、誤爆の可能性を排除できるような文言を考えることができれば、このログイン時情報の開示というのが非常に現実的になってくるかと思えます。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、北條先生にお願いしたいと思えます。北條先生、お願いします。

【北條構成員】 ありがとうございます。北條です。

先ほど、皆さんに言っていただいた意見と同じで、ログイン時情報の開示について、直近のものに限定してしまうと、事務局からの資料にもありましたように、複数人でアクセスした場合、例えば共有アカウントのように使った場合とか、デバイスを複数使った場合には、ログインIPアドレスと侵害情報を投稿したIPアドレスとが異なることが当然にあり得ます。そのような状況を考えると、いわゆる誹謗中傷をする方たちを特定することが困難になるので、これを避けるためにはどうしたらいいか。やはり、必要最小限度では駄目だろうと思えます。そのためには、必要最小限度ではなくて、ある程度、範囲を少し広げた方がいいと思えます。

そして、この問題点の一つとして、SNSに関しての本人確認の在り方とか、本人特定をさせないようにしているような状況ではないかというのも大きな問題だと思います。つまり、SNSサービスを提供している事業者として、侵害情報を書き込みしたような方たちを特定するための情報を取っていないこと自体も、本来の問題ではないかということになると思えます。そのため、先ほどから他の皆さんがおっしゃっているような誤爆とか、あるいは、発信者情報の開示によって、間違った人に特定されてしまうようなことというのは避けられないのではないかと考えられる次第です。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

発言希望をいただいています。順番にお願いしたいと思えます。では、次に北澤先生、お願いします。

【北澤構成員】 北澤です。

先ほどからいろいろ御意見をいただいております。私が先ほど原則と申し上げたのは、硬直的に直近でという形で処理すると、確かに不合理な場合があるというのは、それはお

っしやるとおりだと思います。そこで、例外的に柔軟な対応ができるような制度設計というのが一番いいのかなと思います。この種の問題が難しいのは、侵害情報をどのログインでアクセスしたか、結局、誰も分からない点にあります。その一方で、先ほど北條先生から、ある程度範囲を広げて発信者情報の範囲に含めるべきではないかという趣旨の御意見を頂いたんですけども、ログインの数というのは、やはり数十個とか、多ければ100個とか、かなり量が多いんです。こういったものをある程度制限すべきではないか。私は直近の原則というのは、やはり少なくとも、必要最小限度という観点からすると、1つに限るというのも一つの考え方ではないかと思っているんですけども、もし1つに限らないとしても、どこまで範囲を広げていいのかというところは、通信の秘密との関係で、検討していただければと思います。

以上です。

【曾我部座長】      ありがとうございます。

続きまして、上沼先生をお願いします。

【上沼構成員】      上沼です。

先ほど疑問として呈されている誤爆ということが何を意味しているのか確認させていただきたいです。過去、ログインIPによる開示を否定した裁判例には、IDとパスワードを別人が使った可能性があるからログインIPでは駄目だみたいな理由づけでログインIPによる開示を否定しているものがあるのですが、IDとパスワードを別人が使う可能性というのは、先ほど話題に出ていたような共有アカウントとか、極めて例外的な事情であって、普通の場合であれば、IDとパスワードをほかの人が使うということは通常考えにくいのかなと思うわけです。そうすると、IDとパスワードを使って別人が投稿した可能性を含めて誤爆と言ってしまうと、それはもう投稿時のアドレスであっても同じようなことになってしまうと思います。そのため、どこの点をもって誤爆の可能性というのを考えるべきなのかをちょっと確認させていただければなと思いました。

【曾我部座長】      誤爆の意味の点について何か御発言いただけることはありますか。では、丸橋先生、お願いします。

【丸橋構成員】      私はやはり、ログインIDとパスワードが他人によって使われる可能性があるからという理由を考慮していたらおかしいと思います。考えられるのは、セッションハイジャックや、そのたぐいの攻撃手法が大変はやっていて、勝手に乗っ取られていることがかなりある、というような極めて例外的な場合だと思われれます。本来、常に例外

的とはいえ、一定程度あり得るリスクについてだけ手当てができればよくて、このセッションハイジャックのような例外的な問題しかないのであれば文言に落とす必要もないと考えます。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

今の点について、清水先生からもコメントいただけるということで、お願いします。

**【清水構成員】**      清水です。

経験上のことで申し上げますと、間違っって開示がされたという例はほぼないです。やはりID、パスワードを使っている以上、本人だったということのほうが多いです。ただ、技術的なところで、IPアドレスを同時に複数人に割り当てているというケースがどうしてもありまして、そういう場合に、複数人出てきてしまう、開示されてしまうという例が1件だけ今までありまして、その場合、その件では、1件については本人だったということが確認できたんですが、1件については間違っていたという件があります。何十件もやっていますが、今のところ1件だけです。

以上です。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

引き続き、今の点ですね。大谷構成員、お願いします。

**【大谷構成員】**      ありがとうございます。今、清水構成員のほうから御説明いただいたことと重複してしまいますけれども、プロバイダの皆さんからヒアリングすると、同じIPアドレスが複数人に割り当てられているケースは特に珍しいことではないように承っておりますので、その中から本当の本人を見いだすためには、補足的な情報が必要になってくるかと思えます。

あとは、丸橋構成員がおっしゃるとおり、なかなか、ほかの人にログイン情報を乗っ取られるということは極めて少ないかと思えますが、ゼロではないので、誤爆を回避する方法があるのかどうかについては、技術的な検討を一定程度した上で判断すべきかと思えます。

以上です。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

そうしましたら、今の点についてですかね。栗田先生にもまた御発言いただきます。

**【栗田構成員】**      今の点と、元々発言しようと思っていた点、併せて申し上げてよろしいでしょうか。

【曾我部座長】 お願いします。

【栗田構成員】 では、栗田です。

「誤爆」に関しては、アカウントの乗っ取りのほかに、一つのアカウントを複数人で共有している場合があるかと思えます。例えば、会社、団体、グループ等の公式アカウントを用いた情報発信を複数人で手分けしているときに、そのうちの1人が暴走して誹謗中傷にわたる投稿をしてしまう、ということも考えられます。この場合には、実際に投稿した人を特定する必要があるかと思えますが、ここでも同じく「誤爆」の問題が生じないでしょうか。以上が「誤爆」に関する質問です。

そのほか、一般的な点について申し上げようと思っていたことを以下に申し上げます。まず、そもそも投稿時ログを保存していないのが問題であるという御指摘には全く同感ですが、かといって、プロバイダ側にログの保存義務を認めることには、パーソナルデータの保護等の観点から難しい問題があるのではないかと思います。また、発信者の特定に必要なログイン時情報の開示を認めることと、多数のログイン時情報の開示を一括で認めることとは、一応、区別して考えられるのではないかと思います。必ずしも投稿の直前のログイン時情報に限定するわけではないが、発信者の特定に必要な情報に限定するとして、複数件の情報の一括開示には慎重な立場を取ることも可能ではないかと考えております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。誤爆の点は御質問ということになりますかね。ですよね。

【栗田構成員】 はい。

【曾我部座長】 そうでしたら、今の御質問についてお答えいただける先生、もしいらっしゃればお願いしたいんですけども。特にすぐにはということであれば、こちらのほうでまた引き取らせていただいて対応させていただきますが、よろしいですかね。

【栗田構成員】 はい、結構です。ありがとうございます。

【曾我部座長】 そうでしたら、垣内先生、よろしくをお願いします。

【垣内構成員】 お時間のないところ、恐縮です。垣内です。

今まで出てきた議論で、一つには権利侵害投稿の通信そのものに関する情報との関係で補充性を認めるべきではないかという点は、私もそのとおりなのではないかと思います。また、限定の仕方については具体的にはいろいろ検討する必要はあるかと思えますけれども、権利侵害投稿の準備行為と評価できるようなものについて何か絞りをかけるといった



ような検討が今後も必要なのではないかというのも、これまでいろいろ御指摘があるとおりではないかと思っております。

私から1点申し上げたいのは、この問題というのは現行の手続を前提とすると非常に難しいところがあるのですけれども、後半での議論とも関係するかもしれませんが、仮に何かこの点についてもう少しうまく対応できるような手続を仕組むことができた場合には、開示に先立って、発信者についての手続に一定の関与をさせて、事情をもう少し調べると。最終的には、開示が適切なのかどうかを、情報は最初に確保しておいた上で、慎重に判断するといったようなことがもしできるようになれば、もう少し柔軟に考えていくことも、あるいはできることがあるのかなと感じています。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

ちょうど時間でもありますが、今の、まさに次の議題につないでいただくようなコメントも頂きましたので、ただいまの議題につきましては以上とさせていただきます、次の議題に移りたいと思います。これまで3回にわたり議論を行ってまいりましたが、中間取りまとめに向けまして、これまでの議論を踏まえ、座長と事務局の間で調整しまして、論点整理の案を作成いたしました。この案につきまして、まずは事務局より御説明を頂きます。その後、自由討議に移りまして、皆様からコメント等頂ければと思います。ということで、まず事務局のほうから御説明を頂きます。よろしく申し上げます。

**【中溝消費者行政第二課長】** 事務局を務めております、総務省消費者行政第二課、中溝でございます。資料3-2に基づいて御説明させていただきます。

ただいま座長からお話ございましたとおり、これまで、前回あるいは前々回、主な検討議題について構成員の皆様で自由討議いただきました。これを踏まえて、論点の整理の案を御用意したものでございます。

なお、先月来、SNS上での誹謗中傷対策が世間的にも大きな話題となっており、国会あるいは各党においても高い関心を集めているという状況でございました。自民党及び公明党よりそれぞれ御提言の申入れを私どもも受けているところでございまして、今回、参考資料として3-2、それから3-3をそれぞれ配付してございます。これらの提言内容も踏まえた形でこのペーパーを御準備させていただいたところでございますので、この本ペーパーをたたき台として、この後、御議論をお願いしたいと思います。

早速、1枚おめくりいただきまして、1ページ目でございます。議論の前提としての確

認事項についてということでございます。1ポツ目、発信者情報開示請求に係る制度の見直しに当たっては、発信者情報開示請求権によって確保を図ろうとする法益は何かを確認した上で、検討を深めることが適当ではないか。2ポツ目でございます。発信者情報開示請求権に係る制度の趣旨についてでございますが、被害者救済という法益と表現の自由の確保という法益の両者の法益を適切に確保することにあると考えられるが、どうか。以上2点を確認した上で、次のページに移らせていただきます。

2ページ目でございますが、2、発信者情報の対象拡大についてということでございます。現行の省令に定められている発信者情報開示の対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場合が増加している。発信者情報の開示対象を拡大することにより、発信者を特定できる手段を適切に確保することが適当ではないかとしまして、(1)電話番号の1ポツ目ですが、電話番号については、開示対象として総務省令に追加することが適当ではないか。2ポツ目、電話番号がコンテンツプロバイダから開示されれば、発信者情報開示に係る裁判手続が1回で済むケースが増えるため、手続をスムーズに進める効果も期待されるほか、後述の通信ログが一定期間後に消去されることで発信者の特定に至らない可能性があるという問題の解消にも資すると考えられるが、どうか。3ポツ目は、固定電話につきましては、プロバイダが保有しているということであればということでございますが、対象に含めるかどうか検討するのが適当ではないかとしてございます。4ポツ目、電話会社に対する弁護士会照会により契約者情報として発信者の氏名及び住所を取得することが想定される場所、電話会社がこれに応じて発信者の氏名及び住所を回答することができる旨についてガイドラインの解説に記述することを含め、これを明らかにすることが適当ではないか。(2)ログイン時情報につきましては、つい先ほどの御議論を踏まえて、次回以降整理したいと思っておりますので、今回はP(ペンディング)とさせていただきます。

次の3ページ目に移りまして、3新たな裁判手続についての1ポツ目、現状これは裁判外で開示されない場合ということでございますが、発信者の特定のためには、一般的に、①コンテンツプロバイダに対する保全手続、②アクセスプロバイダに対する訴訟、③発信者への損害賠償請求訴訟を行う必要があると。これらの裁判手続のうち、特に上記①と②になりますが、発信者情報開示のプロセスに多くの時間・コストがかかることは、救済を求める被害者にとって負担であると。また一方で、開示請求を受けたプロバイダにとっても、裁判上の請求に対応する件数の増加等により負担が増すなどの課題があり、制度が適

切に機能していない部分があるとも考えられるが、どうか。したがって、裁判手続におけるプロバイダの役割を見直して、発信者の手続保障にも配慮しつつ、被害者の救済が適切かつ迅速に図られるようにするための新たな裁判手続について検討することが必要であると考えられるが、どうか。最後のポツでございますが、具体的な方法として、被害者からの請求により、裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組みを設けることを検討することが考えられるが、どうか。

続きが次のページでございますが、また、新たな裁判手続を設けるに際して、発信者情報の開示要件の在り方を検討するに当たっては、本制度の趣旨が、被害者の権利回復を図る必要性と適法な情報発信を行っている者の自由な表現活動の確保という両者の法益の適切な確保を図ることにあることを踏まえて、その在り方を慎重に検討する必要があるのではないかと考えられます。次のポツでございますが、すなわち、両者の法益が適切に確保されるよう、新たな裁判手続においては、適切な制度設計を図ることによって、円滑な被害者救済という目的の実現を図ることが適切ではないかと考えられます。また、その際、制度設計に当たっては、手続の迅速化を図る観点から、疎明で足りることとするとも考えられるが、どうか。最後のポツでございますが、また、法令の解釈についても適切に整理し、必要に応じて逐条解説等において明らかにすることが適切と考えられるが、どうか。

次、5ページ目でございます。4、ログ保存期間について。コンテンツプロバイダにおける開示手続に一定の時間がかかるなどの事情によって、特に、アクセスプロバイダが記録・保存する投稿時のIPアドレスなどの通信ログが一定期間後に消去されることで、発信者の特定に至らない可能性があるという課題がある。通信ログに関し、一律に全てのユーザの通信ログの保存期間を延長すべき、いわゆる保存の義務づけという議論がある一方で、既存の個人情報保護法等々の法制度の考え方との整合性や、プロバイダの負担、海外事業者への義務づけの実効性等の観点から、一律のログ保存の義務づけは困難であるという意見も多くあるが、どのように考えるか。3ポツ目でございます。この点、権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを保全できるようにする仕組みについて検討すべきという意見について、どのように考えるか。具体的仕組みということでございますが、被害者に秘密にしたまま、プロバイダから迅速に発信者情報を抽出して発信者を特定し、当該発信者情報を保全しておくプロセスを設けるなど、早期に発信者を特定・保全する手続を設けるのはどうか。最後でございます。こうした手続を経て特定の通信ログを保全しておくことは通信の秘密やプライバシー保護の関係で問題ない旨について、

ガイドラインに記述するなど、明確化を図ることを検討することが適当ではないかとしてございます。

次のページでございます。5としまして、海外事業者への発信者情報開示に関する課題ということでございますが、現在の主要なSNSはその多くが海外事業者のサービスであると。次のポツでございます。この点、新たな裁判手続を設けることを検討する際において、当該裁判手続が海外事業者に対して実効性のある仕組みとなるよう検討を行うことができれば、海外事業者への訴状の送達の課題は一定程度解決が図られるとも考えられるが、どうかとしてございます。

次の7ページ目、6、裁判外（任意）の開示の促進についてということでございます。1ポツ目、上記のとおり、新たな裁判手続を創設することにより迅速化を図るとしても、被害者救済の観点からは、権利侵害が明らかな場合には裁判外（任意）で開示がなされることが適当ではないか。現状、裁判外で（任意に）発信者情報が開示されるケースは少ないところ、その理由としては、プロバイダにとっては判断が困難なケースが多いためであると考えられる。このように要件該当性の判断が困難な場合においては、裁判所における判断に進むように制度設計を図ることとするのが適当であると考えられるが、どうか。その一方で、権利侵害が明らかである場合には、プロバイダが迷うことなく開示の判断を行いやすくする観点から、例えば、プロバイダにアドバイスを行う民間相談機関の充実や、裁判手続において要件に該当すると判断された事例等をガイドラインにおいて集積するなどが有効であると考えられるが、どうか。また、故意ではなく過失により、裁判外で（任意に）開示した場合には、通信の秘密の侵害に係る刑事上の処罰対象とはならない旨について、ガイドライン等に記載することも、開示の判断に資すると考えられるが、どうかとしてございます。最後でございますが、開示要件の解釈について整理し、逐条解説等の記述の見直しを図ることが有効との意見もあるが、どうか。

続きまして、8ページでございます。例えば、逐条解説における「不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しない」との記述について、これを整理して、逐条解説等において明確化すべきという意見について、どのように考えるか。次のポツですが、なお、プロバイダにとって要件該当性の判断が困難なケースにおいても裁判外での（任意の）開示を促進する観点から、本来開示すべきではない適法な情報発信であるにもかかわらず、判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定を設けるという方策について、どう考えるか。この点、発信者情報は、その性質上、一旦開示されてしまう

と原状回復が難しいこと、また、本来開示すべきではない適法な情報発信であるにもかかわらず、発信者情報を開示されるケースが増加すれば、適法な情報発信が行いづらくなるなど、表現活動に対する萎縮効果を生じかねないこと、さらに、発信者情報開示制度の悪用、濫用、濫訴等のリスクが高まる可能性や、不真面目なプロバイダによる不適切な対応を是認する形になる可能性などの懸念が払拭できないことから、免責規定の導入は困難であると考えられるが、どうかとしてございます。

最後、9ページ目、その他でございます。これは下線のところ3か所でございますが、制度の悪用・濫用防止を図ることについて検討する必要があるとの意見。2ポツ目、事前にコンテンツプロバイダがどのような情報を持っているかについて開示させる方策が必要ではないかという意見。3ポツ目、監護権者等を開示請求者に含めるべきという意見。それぞれどう考えるか、御意見等を頂戴できればと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

そうしましたら、ただいま御説明いただいた論点整理の案につきまして自由討議とさせていただきますと思いますが、まず鎮目先生、途中退室されるということですので、まず最初にコメントを頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**【鎮目座長代理】** 鎮目でございます。お時間を頂きまして、ありがとうございます。2点でございます。

1点目はログの保存期間についてです。アクセスプロバイダにおける通信履歴については、従来、通信の構成要素として、通信の秘密としての保護対象であると理解され、ログ保存の義務づけについてもかなり慎重な検討がなされ、むしろ一定期間後には当然消去しなければならないと考えられていたわけです。このような理解を前提にいたしますと、ログの保存義務を広範に課すというのは、従来の理解を大きく転換させるものでありますし、通信の秘密や匿名表現の自由をかなり制約する制度設計になるかと思っておりますので、その点について、本当にそれでよいのかということを確認する必要があるかと思っております。なお、私個人としては、アクセスプロバイダに対して一律に通信履歴の一定期間保存義務を課すというのはかなり慎重に検討すべきではないかと考えております。したがって、特定の権利侵害に係る通信履歴について選択的に保全要請を行うという制度設計のほうが、通信の秘密の保護、表現の自由と被害者救済の必要性のバランスを取るという観点からがよいと考えております。ただし、膨大なログの中から権利侵害に係る通信履歴を抽出して保全す

るといふ負担を事業者に課すことになるので、それがどの程度現実的なのかということについてはよく分からず、実態の調査が必要だと思います。それが1点目です。

すみません、もう一点お願いいたします。2点目が、現行プロ責法にもある権利侵害の明白性の要件についてでございます。権利侵害の明白性については、それはやはり現在、現行法が……（音声中断）。

【曾我部座長】 切れてしまいましたかね。鎮目先生が切れてしまいましたので、差し当たり、次の御発言をお願いしたいと思います。

そうしましたら、若江さん、お願いします。

【若江構成員】 若江です。よろしくお願いします。

新たな裁判制度のことなんですけれども、これはプロバイダが被告とならずに、また発信者も匿名被告にならない、全く新しい手続と理解しましたが、そういう趣旨でよろしいんでしょうか。

【曾我部座長】 事務局のほうで答えいただけますか。

【中溝消費者行政第二課長】 事務局でございます。

ここで、私どももあくまでまだ、このような案が考えられるのではないかとことごとございませけれども、訴訟に代わる仕組みということとございませるので、プロバイダが被告ということになるような仕組みではない制度を創設することがいいのではないかと提案とございませ。

【若江構成員】 ありがとうございます。そうしますと、発信者の手続保障という点から、かなり心配なんじゃないかという印象を持ちました。現在の制度というのは、プロバイダが代理戦争することというのも問題にはなつてはいますけれども、それでも、開示請求の仮処分なんかでもそこそこの割合で却下されたりとかしているのは、プロバイダ側の防御があつて、事実関係までも含めた調査も重ねて、発信者の権利のために主張してくれているからだと思うんですけれども、そのプロバイダの防御を剥がしてしまうということは、実質的に匿名表現の自由の保護レベルを下げることになるんじゃないかという不安があります。新しい制度で、誰が発信者の権利を主張して守ってくれるのかというところが不安になってしまいます。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

次に、栗田先生から御希望いただいておりますので、栗田先生、お願いします。

【栗田構成員】      ありがとうございます。栗田です。

3点ございます。1点目は、任意開示の促進についてです。既に記載していただいておりますが、開示対象情報の拡大、任意開示の促進を行う際には、悪用、濫用の可能性も増大することに配慮し、これを防止する方策の拡充を併せて行って頂きたいと思います。また、任意開示を促進するために、プロバイダに一定の範囲で免責を認める際には、例えば、適正手続の履践による免責という規定の仕方も1つ考えられるのではないかと思います。

2点目ですが、権利侵害の明白性要件の「緩和」ではなく「解釈の整理」という書き方をさせていただいておりますが、そうであれば異論はございません。誹謗中傷の事例では権利侵害は明白ですから、明白性要件の緩和は、手続の円滑化というよりも、これまで権利侵害が明白でなかったために開示請求が認められていなかった事例、いわゆる限界事例等へと開示請求権の範囲を拡張することにつながります。明白性要件の緩和という論点は、手続の円滑化という文脈ではなく、別個の考慮が必要とされるのではないかと思います。

【鎮目座長代理】      どの辺りで切れましたでしょうか。

【曾我部座長】      鎮目先生、お時間ないということで、鎮目先生に続けていただいておりますが、栗田先生に再開していただけますでしょうか。

【栗田構成員】      分かりました。ちょうど切れていましたので、鎮目先生、お願いいたします。

【曾我部座長】      鎮目先生、先ほどの続きをお願いできましたらと思いますが、いかがですか。

ちょっとこちらでは鎮目先生のお声が聞こえない状態なんですね。ちょっと難しいようですので、こういうこともあるかと思ひまして、事前に鎮目先生については発言のメモを頂いておりますので、ちょっと私のほうから御紹介させていただきます。

2点コメントいただいておりますが、1つは先ほどのログ保存の問題です。もう一つ、権利侵害の明白性要件につきまして、現行法上、権利侵害の明白性が要求されている理由について再確認する必要があると。それは被害者救済の必要性と発信者側のプライバシー及び匿名表現の自由とのバランスを図るという観点だと考えられてきたのではないのでしょうか。こういう考え方自体を否定する理由は乏しいと考えます。ただし、その解釈として、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存しないことまで要求するのは疑問がないわけではありません。例えば毀損名誉毀損のケースを考えると、公共の利害に関する毀損名誉毀損的表現については、それが真実であるか、真実であると

誤信するにつき、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の成立を阻却すると解されています。しかし、表現内容それ自体から、それが発信者において確実な資料、根拠に照らし相当な理由に基づいて真実であると誤信の上なされた表現であるかを判断するのは極めて難しいように思われます。権利侵害の明白性を絶対的要件とする以上、上記のような違法性阻却事由等の場合も含めて、権利侵害が明白か否かを判断することが必然であるというのであれば、先ほどのバランスの考えを維持しつつ、一定の緩和を図る、例えば表現内容それ自体から判断が可能なものにする等ということもあり得るかもしれませんというコメントでございました。ありがとうございます。

ということで、先ほどの栗田先生の御発言に戻らせていただきたいと思いますけれども、栗田先生、続きを、恐縮ですけれどもお願いできますでしょうか。

【栗田構成員】 すみません。では、栗田でございます。

3点目ですが、【資料3-2】論点整理案9頁について簡単にコメントさせていただきたいと思います。ここでは「監護権者等を開示請求者に含めるべきという意見」を御紹介いただいておりますが、これは、恐らく離婚の際の親権と監護権の分属を想定しておられるのではないかと思います。このとき、子の権利を侵害する情報について、監護者を発信者情報の開示請求者に含めるためには、この点について監護者に子の法定代理権を認めるか、あるいは監護者を固有の開示請求権者としてプロ責法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）4条1項柱書に追加するということになろうかと思います。しかし、前者の方法では、家族法的前提である単独親権の原則を部分的に修正することになりますし、後者の方法では、「自己の権利を侵害されたとする者」、つまり被害者以外の者に開示請求権を拡張するということになり、プロ責法的前提を変更することになります。いずれにせよ、法の基本的な考え方に変更を迫るような大がかりなことになりかねませんから、監護者を開示請求者に含めるというご意見については、その必要性や需要について慎重に検討すべきと考えます。

これで全部終わりました。以上です。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございました。

続きまして、先ほどの若江構成員の御指摘に関して事務局から補足説明がおりだということですので、中溝課長、お願いします。

【中溝消費者行政第二課長】 事務局でございます。

先ほど若江構成員から、新たな裁判手続について、発信者側の利益が十分反映されなく



なるのではないかという御指摘がございまして、その点は十分配慮が必要だと思っております。例えば今回の事務局からお出しした資料3ページ目にもございますが、3ページ目の2ポツのところ、今の裁判制度が、救済を求める被害者にとって負担となっている一方で、プロバイダにとっても負担になっていて、十分な対応ができていないといったところがあって、今の制度が適切に機能していないのではないかということが1点。それで、それゆえに、3ポツにありますとおり、発信者の手続保障にもしっかりと配慮した形で手続を検討することが必要ではないかという御提案をしております。

4ページ目の1、2ポツ目の辺りでございますが、2つの法益、両者の法益が適切に確保されるようにということをお前提、それを目的として制度設計を図ることによって目的を実現できるのではないかということをお提言として書いてございますので、当然、今若江構成員がおっしゃったような点は十分配慮した形の制度設計というのが必要になるのではないかと事務局としては考えてございます。

以上でございます。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

続きまして、丸橋構成員のほうに御発言をお願いしたいと思います。丸橋先生、お願いします。

**【丸橋構成員】** 1ページ目、「1. 議論の前提としての確認事項について」の2ポツ目についてのコメントです。単に書きぶりの問題だけなのかもしれないんですけども、「被害者救済という法益と表現の自由の確保という法益の両者の法益を適切に確保することにある」というのは、完全に両方イーブンに、間を取るべきである、と読み取れて、少し違和感があるわけです。それは先ほどの権利侵害の明白性要件の話ともつながってくると思います。前回、10年目の検証をしたときの権利侵害の明白性要件については、「もともと被害者の救済に支障が出ていたところ、被害者の権利回復を図る必要性から、どれほど発信者のプライバシー、表現の自由を制約してよいか」で考えるべき、つまり、引き算だということを明らかにしています。今回、当時の考え方を全く御破算にして、被害者救済という法益も、表現の自由、通信の秘密、プライバシーの法益の確保のいずれも全く対等に実現すべきものとして考えるべきなのか、ということについては若干疑問があります。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

続きまして、すみません、ちょっと順番が混乱していますけれども、大谷構成員のほう

にお願いしたいと思います。大谷先生、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。今まで出てきているお話とちょっとつながっていないのですが、事務局で御用意いただいているペーパーについて、新たな裁判手続の構想については、裁判所の司法の判断を必ず介在させる仕組みということで、その点において評価できるものと考えております。ただ、その前提ですけれども、先ほど中溝さんのほうからも御説明がありましたように、発信者の手続保障に配慮するというのがどのような形での配慮になるのかということと、それから、4ページのところに書いてありますように、開示要件をどのように具体的にうたっていくのかといったことによって大きく違ってくるものだと思っております。

そして、4ページの2ポツのところ、手続の迅速化を図る観点から、疎明でどうかという御提案も頂いているところですが、証明と疎明の間にどのぐらい迅速性において違いがあるのかといったことがまず理解できていないので、その違いを教えていただければと思っておりますものの、疎明ではやはり事実関係の調査、そして発信者の手続保障といったところで不十分さがあるのではないかと思っております。この手続の迅速さが必要だというのは、まごまごしているうちに、保存されていたはずのログがなくなってしまったりということで、最終的に被害者の救済が図られなくなると、そういう問題があるからだと思われましても、他方で、ログを保全するための仕組み、5ページのところで、3ポツのところの具体的な仕組みとして述べられている仕組みが実現できるようであれば、事実関係の調査に十分な時間を尽くす、証明の手続として新たな裁判手続を設計していくほうが望ましいのではないかと思っております。ただ、その場合の課題としては、5ページの3ポツのときの、被害者を秘密にしたまま、まず発信者情報の特定に資する情報を保全するという仕組みですが、海外の事業者の協力をどのように得ていくのかといったところで、そこに課題があるかと思っております。海外の事業者の協力が得られるようであれば、かなり実現性が高い方法ではないかと思っております。

そして、すみません、せっかく発言の機会を頂いておりますので、続けて、8ページのところすけれども、8ページの2ポツ目ですね。プロバイダの責任、免責規定を設けることについて、免責規定の導入は困難であると考えするという見解については賛同いたします。違法性阻却事由があるにもかかわらず、権利侵害があったとされて発信者情報が開示されるというのは、原状回復の困難性も配慮しますと、よくない。匿名表現についての萎縮効果に大きく影響が出てくるものと思っておりますので、この免責規定というのは考慮する必

要はないのではないかと考えております。

それに対して、7ページのところで、プロバイダの判断を助けるための民間相談機関の充実ということについては、できるだけやっていただくことが必要かと思えます。

以上でございます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございます。多岐にわたりコメントいただきましたが、その中で、証明と疎明の違いですとか、訴訟法上のことについて御質問がございましたので、その点について垣内先生に御説明いただくのと、併せて垣内先生のコメントのほうも頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

**【垣内構成員】** 垣内です。ちょっと順番を先にさせていただきまして、恐縮でございます。

先ほど御指摘のあった証明と疎明ですけれども、民事訴訟法上の規律ということで申しますと、証明の場合には、一つには証明の程度が高いということが一般に言われており、裁判所に確信を抱いてもらう必要がある。高度の蓋然性をもって当該事実関係について認定できるという心証を抱かせる必要があるけれども、疎明というのは、一応、確からしいという心証で足りるという点で、程度がより低いのだというのが通説的な理解あるいは判例実務の理解かと思えます。他方で、証明のために取り調べる対象となる証拠についても、一般的に言えば、証明では特段制限はないわけですけれども、疎明の場合には民訴法の規律では、即時取り調べることができるものについてやるということで、一定の迅速化が図られているということはあるのかなと思えます。

それは一般的な話ですけれども、ちょうどその話、御議論がありましたので、4ページの2つ目のポツの第2段落のところについてのコメントから始めさせていただければと思いますが、ここで想定されている手続というのは訴訟ではないということですので、決定手続ということで、訴訟よりは、判決で処理する手続よりは簡易、迅速な手続ということが想定されているんだろうと思えます。ただ、訴訟の場合には本案については証明が必要だというのが当然の前提ですけれども、決定手続なら当然に疎明でいいのかというと、それは必ずしもそうではありませんので、事柄の重要性に応じて、決定手続であっても証明が必要だとされている事項というのは少なからず存在するかと思えます。ですので、新たな手続を仮につくった場合に、最終的な開示の要件の解明といいますか、証明が疎明で足りるのかどうかというのは、これは慎重に議論していく必要があるところかと思えます。

先ほど大谷先生のほうからも御指摘がありましたように、この点は、次のログの保存期

間に関する規律と密接に関係してくるところがあると思われまして、ログの情報が開示前にきちんとした形で確保されて、一定程度慎重な手続を経てからそれを開示させるということでも間に合うという条件が整備されるのであれば、最終的な開示の要件については証明を要するという規律も十分考えられるのかなと思います。他方、ログの保存の仕組みも、これ自体、どうやって仕組んでいくのかということを検討していく必要があると思いますけれども、申立てがあれば当然に保全させるということでのよいのかどうかということは問題でありますので、例えば保全については疎明で足りるけれども、最終的な開示については証明が必要であるといったような形で区別して論じていくということも一つの方法としてはあり得るのかなと思っております。

それから、同じく裁判手続との関係ですけれども、さきに若江先生のほうから、プロバイダが被告にならないということなのかという御指摘があり、それについて事務局からの御説明もあったかと思えます。これ、訴訟ではなくて、決定手続だという意味では、訴訟の被告ということにはならないというのは先ほど御説明あったとおりということかと思えますけれども、ただ、いずれにしても、最初の段階では発信者が誰かということが分からない前提で手続を進めていくということになりますわけで、情報を直接持っているのはプロバイダの側ということになりますから、何らかやはりプロバイダが当事者的な形で関与する手続ということにはならざるを得ないだろうと思っております。その点でいえば、現在の例えば保全の手続とそれほど変わりはないのではないかと、そうならざるを得ないのではないかと思います。ただ、今日の資料で言われている、発信者について、より直接的な手続保障を何か講ずることはできないのかということは重要な課題かと考えておまして、何らか発信者が申立人には知られない形で、しかし、手続に関与するというような方法を工夫できないのかということが検討課題かなと感じているところです。

それから、関連しまして、これも裁判手続の関係ですけれども、6ページのところで、2つ目のポツで、訴状の送達の問題というのが出ておりますけれども、これは新たに今日提案されている裁判手続が決定手続であるとすれば、この場合には訴状ということにはなりませんので、訴状の送達よりは簡易な手続、申立書の写しの送付といったようなことが普通には想定されるかと思えますから、現在の保全と似たような形での処理ということまではいけることになるんじゃないかというような見通しを現時点では持っているところです。

差し当たり、以上にさせていただきます。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点、証明と疎明の点について、上沼先生から御質問があたりだということです。

【上沼構成員】 すみません。上沼です。

テクニカルな話なので、ちょっと細かいのですが、権利侵害の明白性に関しては事実認定が問題になることはあまりなく、評価の話なのではないかと思っております。証明と疎明というのは事実認定の話であるところ、権利侵害の明白性が問題になるとすると、その場合でも証明と疎明の相異はかなり影響してくるんじゃないかというのをちょっとうかがいたいと思いました。すみません。

【曾我部座長】 すみません、垣内先生、もしお分かりであれば。

【垣内構成員】 これは要件がどの程度事実に関連するもので、どの程度評価に関連するのかというケース・バイ・ケースで証明と疎明の違いというのは出てくるのかなと思います。保全の場合に、保全の必要性とか、被保全権利について疎明と言われていて、そこは評価も含んでいるというところがあると思いますが、もちろん前提となる事実関係についても争いはあり得るというところで、そこはオール・オア・ナッシングということではなくて、程度の問題かなと思いますけれども、今御指摘を受けまして、確かに評価の部分が主要な部分を占めるということであれば、証拠調べの手續云々というところはそれほど違いが大きく顕在化しないということは、あるいはあるのかなと思います。ただ、証明の程度という点についてはやはり違うところがあって、そのことが若干審理の内容に影響を与えるというところはあり得るのかなと思いますけれども、この点は、私自身は裁判実務に日常的に携わっているということではありませので、少し的外れなところがあるかもしれない。

差し当たり、以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

清水先生のほうから、実務上の観点から補足いただけるということですので、清水先生にお願いします。

【清水構成員】 すみません、清水です。

証明と疎明というところですが、実務的な感覚でいうと、証明になったからといって、何かそこまで大きく変わるかというところ、實際上、あまり大きな違いは、感覚としてはないのかなと思っております。理由としては、上沼先生がおっしゃったように、評価に係る部分が比較的大きい、多いというところは1つ言えるのかなと思います。証明という点で要求

されることが多いというもの、類型としては、労働事件というか、労働問題に関する書き込みについて、その事実関係について実際どうなのかというところの指摘がある場合に、相手方からも、プロバイダ側からも、かなりいろいろな指摘がなされる関係で、疎明といっても、事実上、立証、証明と言っても差し支えないようなレベルまで要求されてきますので、そういう点でも結果的にはほとんど変わらないのかなと思っています。

以上です。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

今の点について、まだ御発言希望があるんですけども、ちょっと時間がもしかすると足りなくなってしまうかもしれませんので、先にコメントの御希望を頂いていた構成員の皆様方にまず御発言をお願いしたいと思います。ということで、まず前田先生のほうからお願いします。

**【前田構成員】**      ありがとうございます。前田です。

新たな裁判手続に関して、発信者の手続保障の点についてコメントさせていただきます。私は発信者の手続保障というのが大切だと思うんですけども、それを実現するためにはやはり、対立当事者構造とはいかなくても、それに準ずるような形で発信者の利害を主張できる存在というのが手続に関与することが重要ではないかと思います。もちろん匿名という形で発信者本人が関与できれば、それにこしたことはないと思います。従来だとプロバイダがそういった役割を果たしてきたということだと思うんですけども、著作権侵害とかだとそうなんです、場合によってはプロバイダと発信者の間の利害が対立するということもあり得ると思いますので、やはり発信者の利害を適切に代弁できる存在があったほうが良いと思います。

侵害の明白性の立証ということ考えたときに、著作権侵害ではそうですし、名誉権でもそうだと思うんですけども、被疑侵害者側からどういった抗弁事由が出るのかということが重要だと思うんです。通常の侵害の訴訟と同様に考えた場合、請求原因事実だけが訴状に載った場合には、比較的簡単に侵害の明白性があるということになってしまいかねないので、抗弁に係る主張というのが十分になされるということが必要だと思います。別の言い方をすると、調査すべき事実について慎重に裁判所で判断するとしても、どのような事実が調査の対処とされるべきかということが、発信者側からの十分な主張がなされない、適切な判断に至らないのではないかということでもあります。

私からのコメントは以上です。

【曾我部座長】       ありがとうございます。

続きまして、北澤先生をお願いします。

【北澤構成員】       北澤でございます。新たな裁判手続についてなんですけれども、4点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目として、基本的に、恐らく1回で解決すべきだという問題意識だと思うんですけども、その1回の手続については、少なくとも訴訟手続でしっかりと審理する必要があるのではないかと考えています。この種の事件はまさに憲法上の人権が直接問題となる紛争であり、また、発信者情報というのは一度開示してしまうと取り返しがつかなくなるという問題があります。そのため、疎明で開示ができてしまうというのはやはり少々不安なところがありまして、少なくとも証明なり厳格な手続の下で判断するというのが必要なのかなと考えています。

2点目です。頂いた3ページで、プロバイダを一方当事者とするのが、制度が適切に機能していない一因ではないかという御指摘がございます。ただ、現状を申し上げますと、今の開示の実務というのは、プロバイダが匿名の表現者のために防御活動をしているという側面があります。言わば匿名者の防波堤のような立ち位置に立っているような感じなんです。例えば口コミサイトで、このサービスはちょっと私には合いませんでしたというような感想レベルの口コミでも容赦なく開示請求というのはされていまして、そういった請求とか、あと濫用・悪用事例などの言わば開示すべきではないケースがあります。こういったケースではプロバイダ側でも積極的に応訴しています。前回、仮処分が大変だみたいな話をしたんですけども、やはりそこはできる限りの十分な反論をして、場合によっては保全異議することもあります。こういった防御活動によって、今、現行制度で必要以上に表現を萎縮させていないというバランスが保たれている側面というのは私は否定できないと思っています。今回のプロバイダを一方当事者から外すべきではないかという御提案なんですけれども、今申し上げたような防波堤の役割をどう見るのか。確かに、プロバイダがこういう役割を果たすべきなのかというのはいろいろな考え方があって、そこまで果たすべきではないという意見もありますし、ユーザの正当な表現を守るという役割もあると、いろいろな意見がある。私も常々自問自答しながら対応しているところではあります。ただ、じゃあ、プロバイダを一方当事者から外せばいいというのも、これもまた明らかにバランスを欠く話でして、今回の御提案のように、端的にプロバイダを外すというようなことは、発信者の手続保障があること、もうこれは大前提として必要なんですけれど

も、それとは別に、そもそも発信者が裁判に巻き込まれることがどれだけ起きるのかというところは非常に懸念しています。前回は申し上げましたが、裁判に勝てればいいというわけではないんですね。ですので、プロバイダを一方当事者から外すだけという、それだけの話になってしまうと、それはやはり極めて慎重な検討が必要だと思っています。

今回の新たな裁判手続のご提案を見て、最近二、三か月ぐらいの私が担当した開示事件をちょっといろいろ見てみたんですけども、大体、開示請求がされた書き込みが全部で21件あって、このうち開示が認められたのが4件でした。ほとんど仮処分なんですけれども、一般的に仮処分というのは本案訴訟よりも比較的緩やかに開示を認められている傾向があります。そういった傾向の中で、こういった状況なわけです。今回、手続保障が確保されるとはいえ、匿名の表現者がある程度裁判に巻き込まれるという話になると、今申し上げた残りの17件の権利侵害の明白性がないという表現をした人が、裁判に巻き込まれて、御自身で反論してもらう必要が出てくるわけです。もちろん、裁判で反論をしっかりしなければ開示が認められてしまうということもあるわけですし、こういった状況はちょっと不安というか、裁判してもいいと思う人しかインターネット上で表現できなくなることになるのではないかとこのところは危惧しています。そのため、こういった制度を検討するのであれば、悪用対策とかスラップ対策とか、運用レベルではなくて、法制度の中で確実にカバーできることが大前提かと思っています。

3点目は、もし決定手続で検討するとなると、既判力が発生するのかという点。発信者としては、要は裁判に巻き込まれるわけですね。その中で、仮にその裁判で勝訴したとしても、既判力が発生しないと、またもう一度裁判を起こされるかもしれないというような状況になりはしないのか。さらに、発信者がその手続で勝訴しそうなタイミングになった場合に、取り下げられてしまったらどうなるのか。訴訟であれば、取下げについては被告側の同意が必要ですので、問題ないと思うんですけども、仮処分もそうなんですけど、決定手続であると、同意なく取下げが認められてしまうと思うんです。要は、裁判に巻き込まれて、頑張って応訴して勝てそうになったと。そうしたら、取り下げられて、応訴が無駄になって、法的にはもう一度開示請求がされる立場のままというのは非常に不安定な地位になってしまうのではないかとこの3点目です。

4点目としては、不当訴訟がされた場合の救済です。インターネットではない、リアルな名誉毀損で名誉毀損訴訟するというのは本来、結構難しい訴訟類型でして、訴えてみて、裁判で問題となった表現内容が真実だということが分かると、今度は原告が表現内容が真



実であることを知りながら訴訟したということになって、訴訟提起自体が不法行為として損害賠償請求を受けるリスクがあります。実際にそういった形で不当訴訟で不法行為が認定された裁判例もあつたりします。同時に、こういったルールで名誉毀損訴訟の濫訴を防げている側面があるのではないかと理解しています。一方で、今回、もし新たな裁判があつて、不当訴訟が起こされた場合、いざその請求をしたんだけど、真実性が認められた、つまり、書いてある内容が真実でしたみたいな話になつた場合に、本来であれば不当訴訟として請求者側に責任追及することが考えられるんですけども、発信者は匿名のままですので、訴訟を起こせないわけですよ。そうすると、請求する側の立場からすれば、仮に濫訴のようなものをして不法行為責任を追及されることはないということで、濫訴に対する歯止めのようなものがなくなってしまうのではないかとこのところは懸念しております。匿名表現した側は匿名のまま一方的に裁判を起こされるだけで、例えば反訴とか反撃ができない立場になってしまうので、それは果たして問題ないのかという点が気になっています。

以上、長くなって申し訳ございません。私からは以上です。

**【曾我部座長】** それぞれ重要な御指摘を頂きました。ありがとうございます。

続きまして、若江構成員のほうから御発言いただきます。よろしく申し上げます。

**【若江構成員】** ありがとうございます。この問題は、被害を受けたと主張する人とプロバイダと、あと発信者の3者のいろいろな問題について、全ての立場について考えなければいけないと思うんですけども、この新しい提案の中で、発信者の視点が後退しないようにぜひともお願いしたいと思います。よく発信者情報開示請求というのは、被害者側から見ると、責任追及の前の前哨戦みたいな言い方をされることがありますけれども、発信者にとっては、開示されてしまえば、それでおしまいなので、前哨戦なんかじゃなくて、もう最終決戦になるような意味合いがありますので、証明の程度を疎明で足りるといふような考え方というのは納得できないなと思います。

特に気になっているのが、開示をめぐる司法手続の迅速化、簡素化というのがすごく強調されて書かれているわけですけども、大谷構成員がおっしゃっていましたように、開示をめぐる手続というのは、発信者の情報を特定する段階と開示の可否を判断する段階で分けて考えることが大切だと思つていまして、前者については迅速化を図りつつも、後者の開示については従前どおり慎重に判断してもらえる制度にしてほしいと思つていまして、それに関連しますと、権利侵害の明白性についても、条文の解釈も維持してもらいたいと

思っています。確かに、名誉毀損の成立要件よりも厳しいハードルが課されているので、いろいろな意見もあると思っておりますけれども、これは表現の匿名性の価値というものを高く評価し、また、一方の紛争当事者が欠ける中で審理することの難しさを配慮して、こういう設定にしているんだと思っておりますので、その考え方を今後も維持してもらいたいと思っております。

以上です。

【曾我部座長】      ありがとうございます。

続きまして、清水先生から御希望いただいておりますので、清水先生、よろしくお願ひします。

【清水構成員】      清水です。

まず、明白性という点に関しては私も維持すべきだろうと思っております。この点をいじってしまうと、これまで適法であった発言がこれから違法になってしまうというところで、今までよかったことが駄目になってしまうというところでも問題が生じるだろうと思っておりますので、その点は維持する必要があるかと思うんですが、違法性阻却事由、不法行為の成立を阻却する事由の存在をうかがわせる事情が存在しないという点に関しては、前回も申し上げましたけれども、違法性阻却事由に限るという形で、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないという形に変えていただくといいのではないかなと思っております。

もう一点なんですが、9ページのその他の1ポツ目の4条3項に関してなんですが、みだりに用いてはいけないとなっているんですが、この「みだりに」というところについては、条文解説を見ても、どういう場合がみだりになるかが全然解説がないんです。ですので、どういう場合がこれに当たるのかということをやっと明確にさせていただく必要があるかなと思っております。現状、私が把握している事例では、弁護士が、例えば開示された情報を直接、取材を受けて、記者に話しましたと。もちろん依頼者の了解を得た上で話しているということなんですけれども、その話を受けた記者が実際書き込みをした人に対して取材をかけてしまって、これはみだりに用いているんだということで、逆に弁護士が訴えられて負けてしまったという事例も発生しているようなんです。こういうものまで、要は、発信者の情報、相手方の情報まで弁護士が保護する必要があるのかという問題も、守秘義務の問題とかにも関わるのかもしれないんですけれども、そういうものまでみだりにと言ってしまうといいのかというところを明確にしておかないと、ここに引っかけている

いろ、逆に発信者からの嫌がらせのようなことがされてしまうおそれもあるのかなと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、上沼先生をお願いします。

【上沼構成員】 上沼です。

新たな手続というものについては、今現在3回必要な手続が若干制度疲労を起こしているところはあるんじゃないかなと思っていますので、ぜひ積極的に考えていければなと思います。特に東京地裁の保全部の7割ぐらいが発信者情報開示であるという現状を考えると、さすがにちょっと多いんじゃないかなと思います。そのため、発信者の表現の自由を事実上アクセスプロバイダが背負っているという現状の利益バランスが不自然かなと思いますので、若江構成員がおっしゃるように、発信者の投稿、その利益というのを考えた上で、3回の手続きを少なくする方向にすることは必要なのではないかなと思います。

なお、明白性の要件は維持すべきだと思いますが、明白性という言葉がゆえに、本来発信者が責任を認められるような場合についてまで発信者の情報開示が認められないということがあるのだとすれば、それは不適切だと思うので、そこの疑義がないような形であればいいと考える次第です。

本当は外国のところも言いたかったんですけど、今日は取りあえずこれぐらいで、すみません。

【曾我部座長】 ありがとうございます。すみません、今の御発言について、北澤先生から何か一言おありのようですので、この際、お願いしてもよろしいですか、北澤先生。

【北澤構成員】 すみません、恐れ入ります。今、上沼先生がおっしゃった、東京地裁の保全部の7割がこの種の事件だという話なんですけど、細かいところで恐縮ですが。記憶ベースなんですけれども、保全部の仮処分事件のうちのたしか7割ぐらいだったような記憶だったので、その点だけちょっと、一言だけということでした。失礼しました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。この点、ファクトの話なので、また御確認いただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、垣内先生ですかね。垣内先生、お願いします。

【垣内構成員】 どうもありがとうございます。先ほど北澤先生のほうからいろいろ重要な御指摘を頂いて、そのとおりでなと思いついていたんですけども、その点に

ついて若干のコメントをさせていただければと思ひまして、ちょっと細かい点になりますけれども、決定だと既判力がないのではないかとということがあり、恐らくそういう解釈になるのではないかなと思ひますけれども、ただ、実体法上の請求権について、既判力で確定するということでないというのはそのとおりでありますけれども、蒸し返しが何の制約もなくフリーでできるのかという、それはそうではないのではないかとということが、現状、民事訴訟学の分野では割とそういう認識が一般化しているのかなというところもありますので、既判力はないけれども、蒸し返しが完全にフリーということでもないのではないかとということかもしれません。その辺りは、しかし、なお検討の必要があるんだろうと思ひます。

それから、取下げについては、御指摘のような問題が確かにあって、仮に何か手続をつくる時に、取下げの要件をどうするかということは、これは慎重に検討する必要があるのではないかと思ひます。

それから、不当訴訟の救済が、匿名のままでは原告として損害賠償請求できないというのは全くそのとおりで、これは現在でも、程度の差はあれ、存在する問題なのではないかと思ひますけれども、この点は何らか、権利・義務主体が匿名のまま、訴訟担当として誰かが原告になるというような仕組みがつくれまいだろうかというようなことをまた別途考える必要がある問題なんだろうと、これもまた非常に大きな問題かなと考えております。

以上です。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

続きまして、丸橋先生に御発言を頂けますでしょうか。お願いします。

**【丸橋構成員】**      新たな決定手続、大変期待したいところだと思ひています。結局、特定電気通信というものが上位の掲示板管理者経由でなされているけれども、本来は発信した瞬間から世間に向けての1対多の通信ということだと思ひるので、それに関する紛争解決手続が2回にわたるといのはどう考えてもおかしくて、何らかの形でワンストップシヨップの紛争解決手続にして、その中で、証拠の保全も含めて効率的に行うというのがいいのではないかと思ひています。

以上です。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

続きまして、北條先生、いかがでしょうか。お願いします。

**【北條構成員】**      ありがとうございます。ログの保存について、先ほど少し意見が出てお

りましたけれども、私からも意見を申し上げたいと思います。ログの保存期間を延長すべきという意見と、ログの保存をそもそも義務づける意見というのがございますけれども、もともと、ログを保存する期間が延長されるのであれば、その情報は個人データになるので、長期間保存されてしまうことが問題ではないかというお話もあったかと思えます。ただ、そうであれば、どうして3か月ならいいのか、6か月ならいいのかという問題も含まれていますので、それはどの期間、保存するのが一番いいのかというところの議論が必要ではないかと思えます。そう考えると、やはりログの保存というのはそもそも義務にしておくべきではないかということにもつながるのではないのでしょうか。この点について意見させていただきます。

ありがとうございます。以上です。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

それから、栗田先生からも御発言希望を頂いていますので、お願いします。

**【栗田構成員】**      プロ責法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）第4条第3項関係ですが、私も「みだりに用いて、不当に」という要件の明確化が必要だという御意見には全く同感でございます。ただ、訴訟の提起や権利行使を超えて発信者の情報を広く公開するようなことまで認めてよいかは検討を要する問題かと思えます。不正競争防止法上の営業誹謗行為の例などを想起しますと、訴訟提起や権利行使は正当行為として違法性を阻却されるとしても、訴訟提起の事実等をマスコミ等の第三者に告知することまで同様に違法性が阻却されるかについては、少なくとも、議論があり得るところです。前提がかなり異なりますから、発信者情報について同じことがいえるわけではありませんが、この種の分析的な議論というのはなお必要ではないかと思えます。

以上です。ありがとうございます。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

ログの保存について、清水先生からコメントがおありということで、お願いします。

**【清水構成員】**      清水です。

ログの保存をしていただくということは前提として必要なんですが、最近、ログの保存というか、開示請求をしても、ログの調査をしないというプロバイダもやや出てきているように感じられまして、この調査義務のようなものもきちんと定めていただきたいなと思っている次第です。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

では、高市大臣がいらっしゃったということですので、事務局のほう、いいですか。

**【高市総務大臣】**

高市でございます。

曾我部座長をはじめ、構成員の先生方におかれましては、またオブザーバーの皆様におかれましても、本日は御多用の中、ウェブ会議に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

インターネット上の権利侵害情報につきましては、私自身が自民党サイバーセキュリティ対策本部の本部長を務めていた頃に非常に強い問題意識を持ちまして、昨年5月に総理と官房長官に手交した第2次提言の中にも、その対策の必要性について盛り込みをさせていただきました。

その後、インターネット上の海賊版流通についても対策を強化するという必要性が高まってきたことから、今年4月に先生方をお願いをさせていただき、この有識者会議で検討を開始していただきました。

その検討開始後の5月に、女子プロレスラーの木村花さんがお亡くなりになるという痛ましい事件もあり、大きな注目を集めておりますけれども、しかし、御検討いただいている内容というのは、従来からの課題である権利侵害情報対策でございますし、特に匿名で他人を誹謗中傷するという卑劣な行為からいかに迅速に被害者の方々を救済するかというところがポイントであると思います。

構成員の先生方には、被害者の方々を迅速かつ効果的に救済するという観点から、プロバイダ責任法に関して、開示対象となる発信者情報の追加や開示手続を円滑化する方策について精力的に御検討いただいております。

先週から今週にかけてですが、与党である自民党や公明党のプロジェクトチームからも、誹謗中傷対策に関する御提言を受け取っております。

制度面での見直しについて、総務省、またこの研究会に寄せられている期待というのが非常に高まっております。

できることから速やかに実現していくという観点から、既にこの研究会でも、発信者情報に電話番号を追加するという含めて議論を深めていただいております、心より感謝

を申し上げます。

この発信者情報の追加に関しましては省令改正でもできますので、御議論の結論が出ましたら、しっかりと対応を速やかに行ってまいりたいと思います。

さらに、発信者を特定するための裁判手続に大変時間がかかるという課題がございますので、構成員の皆様におかれましては法制面の御議論を深めていただきたいと思いますし、総務省としても、オブザーバーで御参加いただいている法務省としっかりと連携して、スピード感を持って進めてまいりたいと思います。

曾我部座長におかれましては、大変御多用の中、お手を煩わせ、恐縮なんですけど、また先生方にも大変御苦勞をおかけしてしまうのですが、7月の中間取りまとめの段階でできるだけ全体像をお示しいただきますように何とかお願いを申し上げます。

それを受けて、所要の法制度改正に迅速に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、公務のため到着が遅れて、大変失礼いたしました。

座長をはじめ、構成員の先生方におかれましては、引き続き御尽力いただきますようお願いいたします。また、お体お大事にお過ごしください。

今日はありがとうございました。

**【曾我部座長】** 高市大臣、どうもありがとうございました。

ちょっと連絡に不手際がありまして、大臣の御挨拶の際にちょっと不手際がありまして、失礼いたしました。

まだ若干時間がございますので、議論の残りといいますか、コメントが先生方のほうからもしおありであれば頂ければと思いますが、いかがでしょうか。若江構成員、コメントいただけますか。

**【若江構成員】** ありがとうございます。若江です。

素朴な疑問なんですけれども、この新しい手続と削除請求の関係がどうなるのかなと思いついて、実務では被害者の方が削除請求と発信者情報開示請求を一度に求めてくる事案があると聞いているんですけれども、そうしますと、削除請求したい被害者としては、手続が泣き別れになってしまって、結局、二重の手間を強いられることはないのかなというのが疑問です。

それに関連して、もし新しい手続で削除請求も一緒にするということになると、削除請求というのは今までの出版なんかの表現の差止め請求と似た性格をもつんじゃないかなと思いますので、北方ジャーナル事件とか、いろいろな判決の積み重ねを考えますと、そち

らを簡素化するということがそもそも無理なんじゃないかなという疑問がありまして、ちょっと教えていただきたいと思った次第です。

以上です。

**【曾我部座長】** すみません、ありがとうございます。ちょっと大きな問題でもありますので、議論までは今回ちょっと難しいかと思いますが、今頂いた問題意識も踏まえて検討を進めてまいりたいと思います。

今回、論点整理（案）というのをお出しいただいたのですが、新しい裁判手続の創設というかなり大きな御提案も頂きまして、逆に申しますと、制度設計の幅が非常に広がりました。手続面、それから実体的な要件の面、それからログの保存期間等々も含めて、非常に選択肢が多岐にわたってくるという形になってきましたけれども、プロバイダを関与させることによる発信者の権利保障といった面も含めて、全体として最適になるような制度設計というのが求められると思います。今回、新しい裁判手続創設ということで、選択の幅が広がったということで、その辺のバランスをしっかりと考えつつ進めていかないといけないかなと思っております。

ということで、大体時間になっておりますので、議論はこの程度にさせていただきます、最後に事務局より今後の予定について御説明をお願いしたいと思います。

**【中川課長補佐】** 事務局、中川でございます。

本日の御議論を踏まえ、座長と御相談の上、中間取りまとめ（案）の起草に向けた作業を事務局として進めていきたいと思っております。

また、次回会合の日時等の詳細については別途御連絡させていただきます。

以上でございます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了いたしました。以上で発信者情報開示の在り方に関する研究会の第3回会合を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上